

投稿

# 安倍晋三首相と教育基本法「改定」問題

——安倍首相の「教育の再生」論に対する全面的批判。

2006年10月1日、T・K

## 第1章、教育基本法「改定」問題と「義務教育の構造改革」。

### ①教育基本法「改正」法案をめぐる重大局面。

自民党の安倍晋三新総裁（第21代総裁）が、第90代総理大臣に就任し、組閣をおこなった。文部科学大臣には、自民党伊吹派の会長である伊吹文明・元労相が就任した。自民党伊吹派（志師会、旧・江藤亀井派）は、自民党森派（清和政策研究会）と同じく教育基本法の「改定」を強く主張している政治集団である。そして教育再生担当の首相補佐官には、山谷えり子議員（前・内閣府大臣政務官）が就任した。また、青少年育成担当相を兼務する内閣府特命担当大臣には、自民党森派の高市早苗・元衆院文部科学委員長（元経済産業副大臣）が就任し、同じく自民党森派の下村博文・元文部科学大臣政務官が内閣官房副長官に就任した。これらの政治家のうち、下村博文内閣官房副長官は、教育基本法改正促進委員会の委員長代理であり、高市早苗内閣府特命担当大臣は、教育基本法改正促進委員会の副委員長であり、山谷えり子教育再生担当・首相補佐官は、教育基本法改正促進委員会の理事である。しかも、この3名とも、教育基本法改正促進委員会の起草委員会のメンバーであり（下村氏は、同議員連盟による改正案の起草委員長）、この起草委員会は『教育激変』（明成社）という本を刊行している（06年4月29日）。このように、安倍内閣は、教育基本法を「改定」するためのシフト（布陣）を再編・強化しているのである。

周知のように、安倍首相は、教育基本法「改定」に執念をもっている政治家であり、抵抗勢力や強い反発を排除してでも、独自の「教育の再生」策や「教育改革」論を具体化し、それらを「待ったなし」で実現しようとしている、たいへん危険なタカ派政治家である。安倍氏は、週刊誌への「特別手記」の中でも、「私が総理になった暁には、まず教育改革に着手したい。目の前にある教育

基本法の改正案を成立させる。さらに教育の再生の施策をまとめていきたい」としており（安倍晋三『総理』という大志』『週刊新潮』06・9・28号）、新総裁になった日の記者会見においても、教育基本法改正法案を最優先することを以下のように明言している。

「臨時国会でありますけれど、通常国会からの継続審議の法案がいくつかありますが、教育基本法の改正については、最重要法案として取り組んでいきたいと思えます。この総裁選を通じまして、『教育の再生』、そして『教育改革』を訴えてきました。多くの国民の方々から、『ぜひすぐに取り組んでもらいたい』という強い声がありました。そして、まずは、この教育基本法の改正にしっかりと取り組んでいくことを、お約束をいたしました。それは他の総裁候補の方々も同じだったろうと思えます。そういう意味では、自由民主党として、また総裁として、しっかりと教育基本法の改正に取り組んでまいりたい」（06年9月20日、新総裁の初・記者会見）。

戦後日本には過去にも、教育基本法「改正」に執念をもっていた政治家が首相になった事例はある。1980年代の中曽根総理、2000年の森総理の場合である。しかし、中曽根内閣は、教育基本法「改正」を打ち出すことなく、教育基本法の「政府解釈」を重視する政策のみにとどまった。また、森内閣は、教育改革国民会議で教育基本法の「見直し」をはっきり打ち出したものの、教育基本法改定案を提出することはできなかった。この点、安倍内閣は、前・小泉内閣が、「教育基本法全面改定案」を国会に上程する中で誕生した政権である。重大な問題は、前・小泉首相が郵政民営化に執念をもって「構造改革」を進めたように、安倍首相は、「教育基本法改定」と「新憲法の制定」に並々ならぬ執念をもっている点である。

## ②安倍首相の「教育の再生」策と「義務教育の構造改革」。

また、安倍氏は、総裁選で「教育基本法改定」問題と連動して、独自の「教育政策」をうちだしている。この点、『東京新聞』は、以下のように報道している（06年9月21日付朝刊）。

「安倍氏は、教育改革と憲法改正を最優先政策と位置づけている。総裁選で『教育再生は待ったなしだ』と訴えてきた安倍氏は選挙直後の記者会見で、臨時国会では継続審議になっている教育基本法改正案を最重要法案とする考えを強

調した。同法案は、『愛国心』や『公共の精神の尊重』『伝統の継承』などが盛り込まれている。近著『美しい国へ』で、自国に誇りを持つ若者が少ないことを嘆き、『教育の目的は、志ある国民を育て、品格ある国家を作ることだ』とする安倍氏。同法案の成立は、政権公約に盛り込まれた『高い規範意識』習得の第一歩ととらえているようだ。教育改革のもう一つの柱とする学力向上に向けては、10月中にも私的諮問機関『教育改革推進会議』（仮称）を発足。教員免許の更新制導入、子どもや父母が学校を選べるバウチャー（利用券）制度創設などの議論を進め、関連法案を提出していく見込みだ。

安倍氏の「教育改革」論議は、非常に〈ナショナルなもの〉であり、多分に〈新保守主義・新国家主義的〉なものだが、同氏が、総裁選で打ち出した「教育の再生」論の基調は、財界の要請・要望をうけた「人材の育成」論そのものであり、その多くは〈新自由主義的な教育改革〉論といえる。この問題に関連して、安倍氏は自著『美しい国へ』（文春新書）の中の「教育改革のための戦略とは」という節で次のように書いている。

「構造改革を実効あらしめるには、目標を設定し、実行し、評価し、それを次の目標に反映させる、というサイクルがしっかりしていなければならない。義務教育の構造改革は、まず国が目標を設定し、法律などの基盤を整備する。つぎに市町村と学校の権限を拡大して、実行可能にし、最後にその成果を検証する仕組みがあってはじめて完了する」（208頁）。

安倍氏が論じているように、「義務教育の構造改革」は、国家が「教育の目標」やその基準（スタンダード）を決定し、義務教育段階の学校間に競争的環境をつくりながら、それぞれの地域の「教育力」や各学校の「学校力」、あるいは個々の教員の「教師力」を互いに競わせ、最後にその成果を事後チェックし、検証・更新する教育システムの導入のことである（トップダウンで進められる「新自由主義的教育改革」）。文部科学省も、「今回の義務教育改革は、『義務教育の構造改革』と位置づけ、目標設定から成果の検証までのサイクルを確立した点が新しい。検証の具体的アクションとして、40年ぶりの学力調査や学校評価を実施する。調査方法や公表の在り方、評価基準など検討課題も多いがしっかり取り組みたい」としている（「日本経団連タイムズ」06年1月26日付）。つまり、安倍内閣は、「義務教育の構造改革」を本格実施する戦後初の政権なのである。また、安倍氏は『美しい国へ』の中で、「ぜひ実施したいと思っているのは、サッチャー改革がおこなったような学校評価制度の導入である。学力ばかりだけでなく、学校の管理運営、生徒指導の状況などを国の監督官が評価する

仕組みだ。問題校には、文科相が教職員の入れかえや、民営への移管を命じることができるようにする」としているのである（211頁）。

### ③安倍晋三首相の文教政策と教育観——「所信表明演説」から。

安倍首相は、自民党幹事長時代に「日本政策研究センター」の伊藤哲夫所長からのインタビューをうけているが（チャンネル桜の『『明日への選択』アワー』）、その際、晋三の「晋」は、「私の父の晋でもあり、高杉晋作の晋でもある」と語りながら、「吉田松陰先生はいわゆる尊敬、崇拝の対象」であるとし、「本当に吉田松陰先生がいなければ、明治維新はなかった」し、その後の「明治国家もなかった」と語っている（安倍晋三「改憲への精神が日本の活力源」、日本政策研究センター編『明日への選択』誌04年9月号）。そして、安倍首相は、初の所信表明においても、同氏が尊敬する「吉田松陰」をとりあげながら、「教育再生」に力を入れていく問題について、以下のように演説している（06年9月29日）。

「私がめざす美しい国・日本を実現するためには、次世代を背負っていく子どもや若者の育成が不可欠です。ところが、近年、子どものモラルや学ぶ意欲が低下し、子どもをとりまく家庭や地域の教育力の低下も指摘されています。教育の目的は、志ある国民を育て、品格ある国家・社会をつくることです。吉田松陰は、わずか3年の間に、若い長州藩士に志をもたせる教育をおこない、有為な人材を多数産出しました。小さな松下村塾（しょうかそんじゅく）が『明治維新胎動の地』となったのであります。家族、地域、国、そして命を大切にす豊かな人間性と創造性を備えた、規律ある人間の育成に向け、教育再生に直ちに取り組みます。まず、教育基本法（改正案）の早期成立を期します。すべての子どもに高い学力と規範意識を身につける機会を保障するため、公教育を再生します。学力の向上については、必要な授業時間数を十分に確保すると共に、基礎学力強化プログラムを推進します。教員の質の向上に向け、教員免許の更新制度の導入をはかると共に、学校同士が切磋琢磨して、質の高い教育を提供できるよう、外部評価を導入します。こうした施策を推進するため、我が国の英知を結集して、内閣に『教育再生会議』を早急に発足させます」。

安倍首相は、教育基本法改正の政府案の中にある「豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期する」（前文案）という語句も使っているが、その際、「規律ある人間の育成」を追加している。また、安倍首相は、「基礎学力強化プログ

ラム」の推進や「教員免許の更新制度」「外部評価制度」の導入にも言及している。そして、安倍首相は、特に「公教育の再生」を力説し、「内閣に『教育再生会議』を発足させる」としているのである。

安倍首相の「教育改革」論議には、新保守主義的・新国家主義的側面と新自由主義的側面があり、安倍内閣における教育基本法「改定」問題の分析においても、両側面を視野にいれながら、批判的に考察する必要がある。本稿では、この点をふまえ、安倍晋三首相の文教政策と教育観について批判的に考察することにする。

## 第2章、安倍晋三首相の「教育基本法改定」論のいくつかの特徴

### 一 「新保守主義的、新国家主義的な教育改革」論について。

#### ①「占領時代の残滓を払拭する」という考え。そして教育基本法「悪

#### 玉」論。

2004年11月29日、民間教育臨調、教育基本法改正促進委員会（超党派改正議連）、日本会議、日本会議国会議員懇談会の4者共催で「教育基本法改正を求める中央国民大会」が日比谷公会堂で行われた。当時、自民党幹事長代理であった安倍晋三氏は、この中央国民大会において以下のように挨拶している（なお、このときの安倍氏のスピーチの様子は、「アジアプレスネットワーク」のサイトにおいて「動画」で確認することができる）。

「ご紹介いただきました自由民主党幹事長代理の安倍晋三でございます。自由民主党を代表いたしまして一言ご挨拶申し上げたいと思います。来年わが国は敗戦から60年を迎えるわけでございます。占領軍がいるときに、この教育基本法は占領下においてできた。そして憲法が成立をし、戦後体制が整ったわけです。占領をうけているときにできた体制がこのまま延々と続いている。これはまさに占領時代の残滓といえる、こう思うわけです。60年というのは一つの周期であります。これを期に我々はそこから脱しなければいけない、と考えています。ですから、われわれ自由民主党は今年の衆議院選挙においての党の公約においても、また参議院選挙の党の公約においても、教育基本法の改正と、そして憲法の改正を公約に謳っているところであります。その中

で今しっかりと与党において教育基本法の条文について最後のつめをおこない、そして今、最終的に文部科学省において、それを法律化、法文化しているところでございます。今、教育の世界において、また教室において子ども達の中にいろんな問題が発生をしています。その多くの原因は、この60年の、この体制の中にある、といってもいいんだろう、こう思うわけであります。私たちは、この60年間、戦後体制の中で価値観の基準を『損か得か』に置いてきたのではないだろうか、我々はそう反省をしているところでございます。損得を超える大切なもの、公（おおやけ）であるとか、家族の価値であるとか、国を守るとか、そういうものは全てマイナスな存在である、と教えられてきたのではないのでしょうか。そうであるかぎり、大人が援助交際する少女にそんなことやっては駄目だと言えない、そういう大人を作ってきたわけであります。われわれは教育改革をスタートするに当たって、まず、この基本である教育基本法を変えなければならない、こう思っているところであります（後略）。

以上の安倍氏の挨拶には、2つの大きな問題がある。第一に、安倍氏が憲法・教育基本法を「占領時代の残滓（ざんし）」と決め付けている問題である。前・国会の「教育基本法に関する特別委員会」で野党議員（笠井議員）から、安倍氏が過去に〈教育基本法を占領時代の残滓として払拭すべき対象である〉と明言していた問題を追及された際、安倍官房長官（当時）は、その事実をはぐらかしている（6月2日、「教育基本法に関する特別委員会」）。しかし、他のタカ派政治家と同じように、安倍氏の本音は、〈占領時代の残滓である憲法や教育基本法を一刻も早く変えたい〉という点にこそある。

他のタカ派政治家の場合だが、河村健夫元文科相は、「まず大人が占領政策の洗脳から抜け出し、日本人としての誇りを持つ（べき）」と述べており（『自由民主』誌04年12月号）、町村信孝元文科相も、「敗戦後遺症といったような発想を教育界から取り除いていかないと前向きな議論ができない」等と述べている（06年5月24日の「教育基本法に関する特別委員会」）。同じように、安倍氏の「憲法改定」論や「教育基本法改定」論は、〈占領時代の残滓を総決算し、21世紀の国づくりを進めるべき〉というものなのである。つまり、安倍首相は、平和と平等、人権思想と民主主義を基調とする戦後体制を〈占領時代の残りかす〉と断罪し、それらを〈日本を醜い国にしている元凶〉と決めつけながら、「占領時代の残滓」をすべて払拭して、「美しい国・日本」（＝天皇制を中心に伝統ある国柄？＋力強く成長しつづける経済大国など）をつくらうとしているのである。

第二の問題は、安倍晋三氏が〈子ども達の間で起こっている様々な問題、あるいは援助交際をする少女を注意できない大人たちを作ってしまった問題など、

その原因は、すべて占領下において作られた戦後体制（憲法、教育基本法）の中にある）とこじつけている点である（いわゆる教育基本法「悪玉」論）。そして安倍氏は、〈だから、自民党は、占領時代の残滓である憲法の改正や教育基本法の改正を党の公約にしているのだ〉と公言しているのである。

5月の国会で、野党議員（保坂議員）から「（安倍氏の演説では）どんな事件や事態にもこの教育基本法が出てくる、これはいかなるものかというふうに思うんですが、どういう真意で発言なさったんでしょうか」と質問されたのに対し、安倍大臣は、〈教育基本法に愛国心を書き込めば、少年事件が防げるとか解決できるという意味において使ったわけではない〉という趣旨の答弁をおこない、問題の焦点をごまかしている（5月24日、「教育基本法に関する特別委員会」）。しかし、安倍氏の場合、〈少年少女事件の背景には、占領下において作られた戦後体制（憲法、教育基本法）がある〉と強く思い込んでいるため、少年少女事件の原因を教育基本法に結びつける演説を繰り返しているのである。結局、教育基本法を棚上げにし、教育基本法に反した文教政策の下でおきている諸現象を、安倍氏は、すべて教育基本法のせいには帰しているのである。

安倍晋三氏は、『『損得』で考える今の社会を変革しよう』というタイトルの小論の中で、「学級崩壊、キレる子どもたち、学力低下・・・日本の教育は多くの問題を抱え、ガタガタと音を立てて崩れ落ちようとしているように見える。なぜ、そうなったのか。一番の問題は、日本人が、教育まで『損得の問題』として考えるようになってきたことである」と断定し、色々論じている（清和政策研究会『人づくりは国の根幹ですー教育基本法改正へ5つの提言』中経出版、02年5月刊）。そして、先の安倍氏の挨拶にみられるように、同氏は「教育まで『損得の問題』として考えるようになってきた」原因や背景を、憲法と教育基本法になすりつけ、それらの法律を「占領時代の残滓」と批判する。そしてその批判を梃子にして、新保守主義的な価値観（公の精神や家族の価値、国を守る心など）を重視する「新憲法」を制定し、それらの価値観を子ども達に教え込むために、教育基本法を改定しようとしているのである。

しかし、安倍氏のように、現代の教育荒廃に関する原因を「教育まで『損得の問題』として考えるようになってきた」点に求めるのは、一面的であり、単純すぎる議論である。そして、安倍氏が〈憲法や教育基本法によって、戦後日本が『『損得』で考える社会』（自分本位の社会）になってしまったかのように描く〉のは、全く誤った議論なのである。

## ②「憲法の平和原則」に対する敵対と「教育基本法・前文」批判。

安倍氏は、『正論』誌上（05年1月号、産経新聞社）の座談会で、教育基本法の前文を引用しながら、その箇所を次のように批判している（中西輝政監修・英国教育調査団編『サッチャー改革に学ぶ教育正常化への道』PHP）。

「基本法前文は、『われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである……ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立する』と書かれています。しかし、そこで実現を目指すという憲法の理想や精神は、『平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して……』という前文にみられるように、国際情勢の認識に全く合致しない認識に基づく空理空論に過ぎないことを、今や多くの国民が理解しています」。

安倍氏は、このように発言し、〈日本国憲法の平和主義〉と〈教育基本法の根本理念〉を敵視する姿勢をあらわにしている。安倍氏の論法の特徴は、「憲法の理想や精神は、『平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して……』という前文にみられるように、国際情勢の認識に全く合致しない認識に基づく空理空論に過ぎない」と批判している点にある。これは、現行憲法の前文にある「平和を愛する諸国民の公正と信義」という箇所を、「平和を愛する諸国家の公正と信義」という意味であるかのように意図的に読みかえ、「北朝鮮」問題と結びつける手法である。しかし、「平和を愛する諸国民」とは、英文で読めばはっきりするように「the peace-loving peoples of the world」のことであり、〈平和を愛する世界中の人々〉のことである。つまり、憲法前文は、〈平和を愛する世界中の人々の公正と信義に信頼して〉という意味の文章を採用しているのである。この点、安倍氏は、憲法前文にある〈平和を愛する世界中の人々〉の箇所を意図的・作為的に〈平和を愛する諸国家〔近隣諸国〕〉という意味であるかのように読み替えながら、平和憲法を批判しているのである。このような憲法批判の手法は、安倍氏のブレーンの一人と目されている八木秀次高崎経済大学教授（憲法学）も採用しており、八木氏は、拉致事件をとりあげながら、「日本国憲法は前文で外国勢力を『平和を愛する諸国民』と位置づけているが、その世界認識とは全く正反対なのが現実であることを国民に見せ付け、日本国憲法の限界がはっきり露呈された」等とし（『国民の思想』産経新聞社、322頁）、「現行憲法が前提とする対外認識に大きな変更が必要であることを突き付けている」等と論じているのである（同書298頁）。

しかし、日本国憲法は、国連憲章における平和主義を積極的にうけて制定されたものであり、憲法は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」と書

かれている前文をうけ、第9条〈戦争の放棄〉で「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と、世界中の人々、世界中の国々に対して誓い、そして「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と定めたのである。これは、世界平和を切実に求めている「国際情勢の認識に全く合致する認識に基づくもの」なのであり、安倍氏が言うように「空理空論」等ではないのである。そして、教育基本法は、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した」と明記し、憲法の「理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」とし、「われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」と格調高く宣言したのである（われらの教育宣言）。

### ③安倍晋三氏と「日本の国柄」教育論、そして「清和政策研究会（自民党森派）」の教育基本法「改定」論。

安倍晋三首相の教育基本法「改定」論の根底には、清和政策研究会（自民党森派）の教育基本法「改正」論がある。例えば、安倍官房長官（当時）は、「教育基本法に関する特別委員会」で、自民党・稲田議員の質問に以下のように答弁している。

「この教育基本法におきましても、例えばこれは、町村筆頭理事が冒頭の質問でも指摘をしておられましたように、個人の尊厳、個人の権利、個人についての言及、そして人類普遍の原理については言及があるけれども、そのまさに真ん中の胴体部分である、例えば家族とか、郷土に対する誇り、国に対する思い、あるいは伝統や文化、歴史、そういうものへの言及がないではないかという観点から、今回、前文にも、あるいはまた教育の目標の中にも、公共の精神あるいは伝統を継承等々の文言が入ってまいるのでございます。そういう意味におきましては、まさにこれは、私どもが新たな未来を創造していくにふさわしい基本法の改正ではないか、こう思っているわけでありまして、それはやはり、この60年間を今まである意味では反省した中における結論でもあるんだろうと、こう思っております」（06年5月26日「教育基本法に関する特別

委員会」議事録)。

「教育基本法に関する特別委員会」の町村筆頭理事（元文科相）は、2006年5月21日のNHK討論会「教育基本法改正を問う」の中で、現行法を批判し、「現行法には個人と普遍的人類の観点しかなく、その中間のものが抜け落ちている」等と発言し、5月24日の「教育基本法に関する特別委員会」においても、「現行の教育基本法は、個人というものがあり、それから普遍的な人類というものがあり、その中間をつなぐ、国家でありますとか、あるいは家庭でありますとか、郷土、こういったものがすくとんと抜け落ちている」「あるいは伝統というものも抜け落ちており」「余りにも個人中心主義というものが表に出すぎている」等と述べ、現行法の理念を歪曲しながら、現行法を批判し、そして政府案を評価している。

安倍晋三国務大臣の現行法批判は、安倍氏自身の答弁でも明らかなように、上記の町村発言と全く同じ視点・構造のものである。そして、これらの考えは、実は、森喜朗元首相の議論と完全に同一のものなのである。実際、森元首相は「教育基本法の理念に欠けていたものは、『国家』『郷土』『文化』『家族』『自然の尊重』であり、その理念で過度に強調されたものは、『個人』と『普遍的人類』であった」等と力説しているのである（前掲『人づくりは国の根幹です』）。

安倍氏は、5月24日の午後におこなった清宮龍氏（内外ニュース会長）との対談において、「(教育基本法には)、一見、立派なことが書いてある。事実、立派なことが書かれてあるのですが、これは、個人の権利等々が書いてあって、そこから急に人類普遍の価値に飛ぶんですね。原理に飛んでいく。そこには、大切にしなければならないならない家族であったり、あるいは郷土であったり、あるいは自分たちが紡いできた歴史や伝統や文化であったり、そして国であったり、そういうことがすっぽりと抜け落ちている。そこをしっかりと子どもたちに教えていくことはとっても大切ではないか。日本人として生まれたことに誇りを持つことについて、そうしたこともやっぱり教えていくことが大切ではないか」と語っている（対談「サミット後に私の考えを一これからの政治」、『じゅん刊・世界と日本』誌1070号、内外ニュース社）。

このように、安倍首相の頭脳には、「自民党森派」特有の教育基本法批判論が深く刷り込まれている。特に安倍氏の場合、繰り返し「美しい国・日本を目指す」と言及し、自分の内閣を「美しい国づくり内閣」と命名しているが、この「日本像」は「教育の再生」論と深く結びついている。つまり、「美しい国・日本」の再生・再興のために、「美しい日本人づくり」のための「教育の再生」が不可欠ということなのである。安倍氏は、「美しい国・日本とは、伝統や文化や自然や歴史を大切に作る国であり、自律と規範を知る凜とした国であり、未来

にむけて成長しつづける、エネルギーを持ち続ける国であり、世界の国々から信頼され、愛される、リーダーシップを発揮する国である」等と説明し（06年9月20日、新総裁の初・記者会見）、所信表明演説では、それらを4点に整理しているが、安倍氏は、現行の教育基本法には、「美しい国・日本」の担い手をつくる「真ん中の胴体部分」がないと考え、現行法を批判しながら、現行法を何としても改定（＝改悪）しようとしているのである。

安倍氏は、自著の中で「日本では、天皇を縦糸として歴史という長いタペストリーが織られてきたのは事実」「日本の国柄をあらわす根幹が天皇制である」と力説している（『美しい国へ』84、101頁）。つまり、安倍氏は、天皇制を中心とする「伝統や文化や歴史を大切にす」教育＝「日本の国柄」教育を考えているのである。また、安倍氏は、『正論』誌上（05年1月号）の座談会で、「基本法は、『無国籍』だとよく言われるように、日本の歴史や国柄は一言もふれられていない。いってみれば、日本の香りがしない」とし、「GHQの民間情報局の干渉によって」「日本人としての自覚やアイデンティティを育てる視点が全く欠落してしまいました」等と述べている（前掲『サッチャー改革に学ぶ教育正常化への道』）。結局、安倍氏は、現行の教育基本法を改定し、〈改定教育基本法〉の中に「日本の歴史や国柄」を書き込み、「日本人としての自覚やアイデンティティを育てる視点を」挿入しようとしているのである。

このように考察すれば明らかになるが、安倍氏が、〈改定教育基本法〉の中に挿入したい「真ん中の胴体部分」の正体は明らかだろう（「国定日本文化」論）。

現行の教育基本法は、「憲法の理想は、教育の力に待つべきもの」「真理と平和を希求する人間の育成を期する」と明記しているが、同法は、〈広い領域で育成された人間が、はじめて国家及び社会の良い形成者となることができる〉という見地に立脚している（教育法令研究会編『教育基本法の解説』1947年刊）。つまり、〈ゆたかな人間教育をすすめて、それを保障してこそ、子ども・青年は「憲法の理想」を実現していく担い手に育つのだ〉としているのである。その意味で、憲法の理想の実現をめざす「現行・教育基本法」は、「真ん中の胴体部分」がしっかりしているのである。

そして、このように考えれば、安倍氏が、現行法の「真ん中の胴体部分」をそっくり入れ替えようとしていることも明らかになるだろう。

なお、現行教育基本法は、「憲法の理想」を実現するために作られたものであるが、戦後日本の「新憲法は単なる法律ではない。人間尊重の精神と民主主義の原則の上にならば、古い天皇制に変革を加え、主権在民を高唱し、戦争放棄を誓って、侵略主義、軍国主義の復活をおさえ、国際平和への道を明らかにしている」法律なのであり、「新しい社会関係、人間関係の基礎となるべき多くの要素をもっている」法律である（文部省『解説・児童憲章』1951年より）。

そして、教育基本法は、憲法の中にある「新しい社会関係、人間関係の基礎となるべき多くの要素」を、戦後日本の国民生活や教育の世界の中に根づかせるために作られたものなのである。従って、現行の教育基本法に対し、「個人と普遍的人類の観点しかなく、その中間のものが抜け落ちている」等と批判すること等、本来できないのである。例えば、現行法の第2条には、「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない」とある。このように、教育基本法は、学校教育・社会教育の違いを問わず、教育という営みを、学ぶ者（子ども）と教える者（教師）が「自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献する」営みとして捉えているのであり、教育という営みにおける、人と人が互いに学び問ひあう自由な関係性を、たいへん大切に、尊重しているのである。

また、現行法の前文には「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育」と明記されているが、「個性ゆたかな文化」の中には、伝統的な文化も含まれているのであり、現行教育基本法は、一般的な意味での「伝統文化」を否定しているのではない。

つまり、教育基本法が想定する〈教育という営み〉は、一 安倍氏らが批判するように一、「個人の尊厳」と「普遍的人類」だけで成り立っているのではないのである。

#### ④「ナショナリズム」（愛国心）と「宗教的情操」教育の重視。

安倍氏の教育基本法「改定」論では、「ナショナリズム」（愛国心）と「宗教的情操」教育が重視されている。安倍氏は、「教育基本法に関する特別委員会」において、野党議員（横光議員）の質問に対し、以下のように答弁している。

「我が国の郷土の歴史や文化や伝統について理解を深め、尊重し、そしてそれをはぐくんできた我が国や郷土を愛する態度を養っていくことは、国家、社会の形成者として必要なものである、そしてまた、（中略）国際社会を生きていく上においても極めて重要である、そういう人物こそ真の国際人ではないかというふうに私も思うわけでございます。そのために、本法案におきまして、我が国と郷土を愛する態度を養うことを規定したわけでございます」（06年5月26日、特別委員会の議事録）。

また、6月5日の「教育基本法に関する特別委員会」においても、野党議員（保坂議員）の質問に対し、安倍氏は、以下のように答弁している。

「私の印象では、むしろこの戦後60年間、自分の国に対していとおしく思う、あるいは、自分が生まれた国を誇らしく思うという感情が否定される風潮が強かったのではないかという気がいたしているわけであります。つまり、国を愛する態度を涵養していく、あるいは国を愛する心でもいいんでしょうけれども、それはどういうことかといえば、日本という国の歴史や文化や伝統に対する知識を深めていく、そして自分をはぐくんできた郷土であり、そしてまた、それは文化、歴史の連続性の中にあるわけでありますから、それを総体的に、自分はその一部の中ではぐくまれてきたという認識のもとにいとおしく思っていく、そしてその中で、もっとその地域をよくしていきたい、その国に住む人たちに連帯を感じ、そういう同じ国に住む人たちのために力になっていきたいという気持ちではないだろうか、そして、そういう行動をとっていく人たちのことを愛国者と呼ぶのではないかと、こう思うわけでございます」。

安倍氏の総裁選に向けた宣伝物「美しい国・日本」をみると、「政権の基本的方向性」のトップに「文化、伝統、自然、歴史を大切にす国」とあり、「新たな時代を切り開く日本に相応しい憲法の制定」「開かれた保守主義」「歴史遺産や景観、伝統文化などを大切にす」「家族の価値や地域のあたたかさの再生」と書かれている。このように、安倍氏は、「新憲法制定」問題を重視し、個人の価値や権利よりも、共同体への帰属意識や共同体への責任・義務を重視する「保守主義」を力説している。はっきり言って、安倍氏は、自国中心のナショナリズムやナショナルな価値観をたいへん重視している政治家である。そして、安倍氏の教育観も、全く同一の傾向をもっているのである。

安倍氏は、イギリスのサッチャー元首相が1988年の教育改革で、「自虐的で偏向した歴史教科書を公平なバランスの取れた内容に変えた」ことによって、「国民は、失いかけていた英国への誇りと英国人としてのアイデンティティを復活させた」と説明し、その改革を高く評価し、そうした「英国の教育改革に学ぶべきことが多い」と繰り返し語っている（『安倍晋三対論集』20頁、『美しい国へ』202頁）。そして、安倍氏は、教育基本法の「改定」によって、「失いかけている日本への誇りと日本人としてのアイデンティティを復活したい」と考えているのである。

また、安倍氏は、宗教的情操教育についても度々言及している、例えば、5月16日の衆院本会議で安倍官房長官は、与党議員（下村博文議員）の質問に対し答弁し、「宗教的情操教育についてのお尋ねがありました。私は、この件に

ついて自説を曲げたということはありません。宗教的情操については、その内容が多義的であることから、教育基本法には想定しておりません。もとより、宇宙や生命の神秘、自然などに対する敬虔の念については、現在でも、学校において、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること等を通じて育んでいるところであり、このような取り組みは今後とも重要であると考えております。なお、今回新たに、宗教に関する一般的教養を想定しており、今後、宗教に関する教育が適切に実施されるものと期待しております」と述べている。このように、安倍大臣の答弁は、「畏敬の念」教育の重要性と「宗教に関する教育の実施」を力説するものである。

### ⑤「公（おおやけ）の精神」を「個人の価値」に優先させる思想。

安倍氏の場合、〈歴史・伝統・文化〉といっても、ごく普通の意味での〈歴史・伝統・文化〉なのではなく、〈日本民族固有の歴史・伝統・文化〉を指している。例えば、安倍氏の出身派閥である清和政策研究会（自民党森派）は、「現行の教育基本法には、『民族の伝統・文化の継承』という視点が欠落している」ため、「子どもたちは、動物としての命以外に、私たちの社会に流れる大きな命を心で感じることなく育っている」と論じている（前掲『人づくりは国の根幹です』「第2章、清和政策研究会の教育基本法改正提言」）。かつて、『期待される人間像』（1966年）は、「われわれの生命の根源には父母の生命があり、民族の生命があり、人類の生命がある。ここにいう生命とは、もとより単に肉体的な生命だけをさすのではない。われわれには精神的な生命がある」と書いていたが、同じように自民党森派は、「動物としての命以外に、私たちの社会に流れる大きな命」について論じている。つまり、安倍氏らは、日本社会に脈々と流れている〈日本民族としての大きな命の流れ〉なるものを、「民族の伝統・文化」の歴史として重視し、それらの継承を力説しているのである。

実際、安倍氏は、「君が代」の「歌詞はずいぶん格調が高い。『さざれ石の巖となりて苔のすむまで』という箇所は、自然の悠久の時間と悠久の歴史がシンボライズされていて、わたしは好きだ。そこには自然と調和し、共生することの重要性と、歴史の連続性が凝縮されている」と書いており、〈日本民族固有の歴史や文化なるもの〉をたいへん重視している（『美しい国へ』84頁）。

安倍氏は、「君が代」の歌詞を賛美しているが、「君が代」の問題点は、この歌詞に、日本という国の「悠久の歴史がシンボライズされて」いる点にあり、日本の「歴史の連続性」なるものが「凝縮」されている点にある。これらの特徴をもっているからこそ、「君が代」は、『国家有用の人物を錬成』することを

目的とした従来のかたよった国家主義的教育」(※)に利用されてしまったのである(※:前掲『教育基本法の解説』からの引用)。「君が代」が「従来のかたよった国家主義的教育」に利用された理由は、安倍氏の「特攻隊」論を読めば、明らかになる。安倍氏は、『美しい国へ』の中で、特攻隊員の歴史にふれ、「(彼らは)死を目前にした瞬間、愛しい人のことを思いつつも、日本という国の悠久の歴史が続くことを願ったのである」と解説し、「国家のためにすすんで身を投じた人たちに対し、尊崇の念をあらわす」ことの必要性について論じている(『美しい国へ』107~8頁)。安倍氏は、自著『美しい国へ』の中で「大義に殉じる」という言葉も使っているが、個人の価値よりも、日本という国の「悠久の歴史が続くこと」を強く願い、「公」の精神を優先することが「大義に殉じること」として称賛された時代のことを美化しているのである。そして、安倍氏は、「たしかに、自分のいのちは大切なものである。しかし、ときには、それをなげうってでも守る価値があるのだ」という考え方について論じている(『美しい国へ』108頁)。

つまり、「自分のいのち」よりも大切な〈日本という国の悠久の歴史〉や〈民族のいのち〉、そして「自分のいのち・・・をなげうってでも守る価値がある」ことを、日本中の子ども・青年達の内面に深く刷り込むために、「君が代」は、戦前の教育において使われたのである。

このように、安倍氏の『美しい国へ』を熟読すれば、〈日本の「悠久の歴史」や「日本の国柄」なるもの〉を賛美する「君が代」が、なぜ、軍国主義教育につながっていったのか、その理由について理解することが可能になる。安倍氏は、「君が代」の歌詞を「率直に読んで、この歌詞のどこに軍国主義の思想が感じられるのか」と疑問点を吐露している(『美しい国へ』84頁)。しかし、「君が代」が「皇国思想や軍国主義思想の精神的支柱に用いられてきたことがあることは、否定しがたい歴史的事実」なのである(「日の丸・君が代予防訴訟・難波判決」)。

さらに、安倍氏は、「(小泉)総理の靖国参拝については、国のために戦った方々のために手を合わせて御冥福を祈り、そして尊崇の念を表す、この気持ちは大切な気持ちであり、私も持ち続けていきたい」と述べるなど(5月26日、「教育基本法に関する特別委員会」)、靖国参拝や靖国の論理を重視している政治家である。そして、安倍氏は「長い歴史を紡いできた日本という『美しい国』を守るためには、一命をも投げ出す確固たる決意が求められる」と語っている政治家なのである(安倍晋三『闘う政治家』宣言—この国のために命を捨てる、『文藝春秋』誌06年9月号)。これらの点をふまえると、安倍氏じしん、「『国家有用の人物を錬成』することを目的とした従来のかたよった国家主義的教育」の思想・考え方から解放されていないのではないか。そのように強く感

じる。

戦前の日本では、子ども・青年一人一人の人格的価値や子ども・青年一人一人の成長発達よりも、子ども・青年が「大義に殉じること」を最優先させてしまったのであり、教育基本法は、そうした「従来のかたよった国家主義的教育」を深く反省して制定された「教育の根本法」である。教育基本法の「第1条によれば、教育は、何よりも人格の完成をめざして行われなければならない」のであり、「ここに『国家有用の人物を錬成』することを目的とした従来のかたよった国家主義的教育から解放され、発展してやまない人間の諸特性諸能力の統一調和の姿である人格の完成をめざして教育が行われなければならないことが明示されているのである」（前掲『教育基本法の解説』）。

### 第3章、安倍晋三首相の「教育の再生」論とその特徴—教育基本法「改定」と新自由主義的教育改革。

#### ①安倍晋三氏の「教育の再生」論とその問題点（その1）。

安倍氏の総裁選に向けた宣伝物には、「『百年の計』の教育再生スタート」とあり、「すべての者に高い学力と規範意識を身につける機会の保障（数学、理科、語学など基礎学力再強化プログラム、公教育の充実・強化）」「高校、専修学校、高専等における社会ニーズにマッチした教育体制の強化」「大学、大学院の国際競争力強化と国際連携推進」「研究開発機関の再編強化」「学校・教師の評価制度の導入」「学校教育における社会体験活動の充実」と書かれている。この中身については、安倍著『美しい国へ』の中でも少しふれられている。

安倍氏は、総裁選中の2006年9月14日に自民党青年局の集いに出席し、「教育の再生」論など、諸政策を訴えている。その模様については、以下のような記事で報道されている。

「『英知結集し教育再生』安倍氏、公開討論会で講演」：安倍晋三官房長官は14日、党本部で開催された公開討論会で、政権公約の柱として掲げている『教育の再生』の具体的な進め方について、『まずは教育基本法改正し、国内外の英知を結集して再生について議論してもらおう。それに従って議論し法改正を行っていく』と述べ、『教育改革推進会議』（仮称）を新設したうえで関連する法律制度を改正していく考えを示した。教員免許への更新制導入や学校・教員の評

価制度の新設、格差を固定化しないための公教育の再生などに取り組むことも表明した」（産経新聞、06年9月14日）

「〔安倍官房長官、『大学9月入学も』、『教育』で有識者会議—総裁選討論会〕：安倍晋三官房長官は14日午前、自民党本部で開かれた青年局主催の総裁選挙公開討論会で教育改革について『教育再生には英知を結集する必要がある』と述べ、『安倍政権』の発足後に首相直属の有識者会議を早期に設ける考えを明らかにした。具体的な検討項目として、大学の入学時期の9月への変更や入学条件としてのボランティア活動の義務化を挙げた。安倍氏は現在の4月入学制の変更について『大学の入学を世界の大体の学校に合わせて9月にする必要がある』と指摘。入学時期の変更に伴う高校卒業から大学入学までの半年間については『ある程度ボランティア活動をしてもらうことも考えていく』と語った。【犬飼直幸】」（毎日新聞・東京、06年9月14日）。

自民党青年局主催の集いにおいて安倍氏が訴えた「教育の再生」論に関連して、いくつかの問題点を指摘しておく。

#### 〔1〕、教育再生には、大きな反発があるだろうが、「持ったなし」で進める。

第一に、安倍氏が、持論の「教育の再生」策を説明したのちに、「教育改革につきましては、おそらく大きな反発があるかもしれませんが、私は、もう『持ったなし』なんだろう、こう思うわけでありまして、しっかりと、この政策を、教育の再生に向けて前に進めていく決意でございます。やはり人材を育成していくのは、国の基本中の基本の政策でなければならない、と思うわけでございます」と強調している問題である。

安倍氏は、現場教員から強い反発があることを覚悟のうえで、独自の「教育の再生」策を強引に進めようとしている。安倍氏は、自著『美しい国へ』の中で、かつてイギリスのサッチャー政権が、教育水準局を設置し、国が設定した「水準に達しないことがわかった学校は、容赦なく廃校にした」改革を高く評価し、「(当時) この改革は、現場教師から猛反対をくらうことになった。国会にはデモ隊が押し寄せ、教育大臣の人形が焼かれたり、教員のストが半年も続いたりした。しかし、サッチャーはいっさい妥協しなかった。そしてついに改革をやり遂げたのである」と絶賛している(204~5頁)。安倍氏は、保守系の論客たちから、〈日本におけるレーガンやサッチャーのような存在になってほしい〉と期待されている政治家であり、本人もそれを自覚している。例えば、高崎経済大学の八木秀次教授は、「安倍氏には英国にサッチャーが、米国にレーガンが現れ、国家を再生させたように、日本が日本たりうるための、“保守主義革命”を起こす象徴的存在になってほしい。私はそう願っている」と書いている(「“保守主義革命”の象徴たれ」、『ボイス』誌03年12月号)。そして、

安倍氏じしん、そうした保守陣営からの期待や要望を受け止めているからこそ、「目標は和製サッチャー」と語る高市早苗氏と山谷えり子氏を重要ポストに指名したのであろう（稲田朋美、高市早苗、山谷えり子三氏参加の座談会「私たちは小泉チルドレンに非ず！、目標は和製サッチャーよ」、『諸君』誌、06年2月号）。そして、安倍氏は、現場教員から強い反発をうけるかもしれないような「教育改革」を、トップダウン方式で進めようとしているのである。

### 〔2〕、安倍氏が「大学の入学時期の9月への変更」を打ち出した理由。

第二に、安倍氏が「大学の入学時期の9月への変更」を打ち出した理由である。安倍氏は、「大学の入学を世界の大体の学校に合わせて9月にする必要がある」としているが、その理由を読みとくためには、彼の持論をとりだす必要がある。安倍氏は、カルロス・ゴーン氏との対談で以下のように述べており、この発言をみれば、その理由が明らかになる。

「高等教育については、日本は国際競争力を失いつつあるように思います。競争力をつけるには、まず世界中の優秀な高校生が、日本の大学に入りたいと思えるようにしなければならないでしょう。すでに世界には成功例がいくつもあります。ニューヨーク大学だって、かつて目立たない地方大学だったんですが、一人の学長の出現で大きく変わりました。日本もこれから追いつくことは十分可能だと思います」（『安倍晋三対論集—日本を語る』PHP、20頁）。

つまり、安倍氏は、「大学の入学時期の9月への変更」を実施し、「大学の入学を世界の大体の学校に合わせ」、そして「世界中の優秀な高校生が、日本の大学に入りたいと思えるよう」な条件を整え、日本の高等教育における「国際競争力」を強化しようとしているのである。安倍氏は、「大学、大学院の国際競争力強化と国際連携推進」を総裁選の公約にしているが、この公約と「大学の入学時期の9月への変更」論は深く結びついているのである。

### 〔3〕、「大学入学の条件として、一定のボランティア活動を義務づける」？

第三に、安倍氏が「入学時期の変更に伴う高校卒業から大学入学までの半年間については『ある程度ボランティア活動をしてもらうことも考えていく』」と語った問題である。この背景には、森内閣のときの教育改革国民会議が「教育を変える17の提案」をだし、その中で「奉仕活動を全員が行うようにする」と打ち出していた経過がある。そして、安倍氏は「モラルの回復」の一環として、「たとえば、大学入学の条件として、一定のボランティア活動を義務づける方法が考えられる。大学入学の時期を原則9月にあらため、高校卒業後、大学の合格決定があつてから、約3ヶ月間をその活動にあてるのである」としているのである（『美しい国へ』213～4頁）。また、今回、安倍氏は、政府の教育基

本法改定案で「公（おおやけ）の精神」を重視していることとの関わりで「ボランティア活動」を提起しているといえる。実際、安倍氏は、党青年局主催の集いにおける質疑の中で、教育基本法改定案に書き込んだ「公（おおやけ）という概念を持ってもらう」ための教育施策として、「高校卒業から大学入学までの半年間のボランティア活動」にふれているのである。

#### 〔4〕首相官邸主導の「教育の再生」推進問題。

第四に、安倍氏が『『教育改革推進会議』（仮称）を新設したうえで関連する法制度を改正していく考え』を示した問題である。この問題について『日本経済新聞』は、「首相官邸主導を目指す安倍氏の構想」として位置づけ、「官邸主導へ態勢増強」という見出しで報道している（06年9月21日付朝刊）。『日本経済新聞』の場合は、「教育改革を論議する諮問会議」という名称を使っているが、首相官邸に設置される諮問会議が3つになる、としている。

- 「経済財政諮問会議」。
- 「教育改革を論議する諮問会議」（＝教育再生会議）。
- 「日本版NCS（国家安全保障会議）」。

法律に基づき既に設置されている「経済財政諮問会議は、経済財政政策に関し、民間有識者の意見を政策形成に反映させつつ、内閣総理大臣がそのリーダーシップを十分に発揮することを目的として、平成13年1月6日の省庁再編とともに、内閣府に設置されたもの」だが（首相官邸のホームページ「政策会議等の活動情報」）、全閣僚を構成員とする「経済対策閣僚会議」とは異なり、議員として参画している大臣は、首相、内閣官房長官、経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣である。そして、この諮問会議は、内閣総理大臣を「議長」とした会議であり、日銀総裁と民間議員4名（財界人2名、経済学者2名）が参画している。毎回の「閣議」が約30分程度の会議であるのに対し、経済財政諮問会議は、約1時間半の会議をおこなっており、外部の民間議員が参画している「経済財政諮問会議」の開催（毎月4回程度）によって、小泉内閣の閣議は、以前の閣議に比べ実質化し、活性化していると指摘されている（城山英明「内閣機能の強化と政策決定過程の変容」、日本行政学会編『橋本行革の検証』ぎょうせい）。そして、「小泉内閣の司令塔」とまでいわれるようになった「経済財政諮問会議」では、たびたび教育問題も議題にしており、文教政策の方向性を決定しているが、その際には、文部科学大臣が「臨時議員」として諮問会議に参画している。例えば、2005年6月1日、「経済財政諮問会議」の民間議員4名（牛尾治朗、奥田碩、本間正明、吉川洋）は、「人間力の強化に向けた教育改革—我が国の将来を担う次世代の育成強化のため

に」を提出しており、同「諮問会議」は、この提案を基礎に議論を展開している。この文書は、「学校の評価システムの強化」（外部評価・評価結果の公表システム、全国的学力調査の実施）、「多様な人材の導入による教員の向上、教育内容の多様化」（外部人材活用の拡大のための、教員免許の特例措置の拡大、職業教育や経済教育の積極的導入）、「学校間の競争促進と利用者の選択の拡大」（学校選択制の全国的な規模での本格導入、教育におけるバウチャー制度の導入、株式会社等の学校法人の参入）についての提言である。経済財政諮問会議の民間議員による、これらの提言は、「評価の充実」「多様性の拡大」「競争と選択の導入」を柱とするものであり、これらは、日本経団連が2004年4月に発表した「21世紀を生き抜く次世代育成のための提言—『多様性』『競争』『評価』を基本にさらなる改革の推進を一」に極めて忠実な「教育改革」論である。また、教育基本法全面改正の政府案が上程される前日、つまり、2006年4月27日の「経済財政諮問会議」では、民間議員4名が「人材の養成、確保について」という文書をだし、「将来の労働市場を担う国際的人材を質・量ともに確保する」とし、「2010年までに国際学力調査における世界のトップレベルの達成」「理数教育、ICT教育の充実」「小学校の英語教育の充実」等を提案しており、臨時議員として出席した小坂文部科学大臣（当時）も「人材の国際競争力の強化」という資料を提出している。

このように見ればあきらかだが、安倍氏が「数学、理科、語学など基礎学力再強化プログラム」を総裁選の公約でとりあげ、所信表明演説で「外部評価制度の導入」にふれ、自著『美しい国へ』の中で「多様な人材が学校教育に参入できるようにすべき」と主張し、また「教育におけるバウチャー制度の導入」にふれている問題などなど、それら安倍氏が打ち出している「教育の再生」論の多くは、経済財政諮問会議で議論されている「財界の教育改革」論をベースにしているものなのである。

経済財政諮問会議の場合、教育問題を議題にするよりも、「経済財政運営と構造改革」問題そのものの議論の方が中心であったが、仮に内閣府設置法が改定される等の措置がとられ、内閣府の下に、首相直属の「教育改革を論議する諮問会議」が設置されることになれば、当然のことながら、毎回、首相官邸で「教育改革」問題を議論することになる。そして首相官邸主導の「教育改革」がトップダウンで進められることになるのである。また、内閣関係の法律の改定などがない場合でも、内閣総理大臣決裁や閣僚会議の合意やそれらの組み合わせ等によって、類似した「会議体」をつくることも可能である。いずれにしても、安倍氏は「官邸機能の強化というのは、政治の指導力＝リーダーシップを高めていくためには必要」「総理が決断をして、その決断がしっかり実行される体制が組まれなければならない」と力説し（新総裁の初・記者会見）、「内閣に教育

再生会議を発足させる」と述べており（所信表明演説）、首相官邸主導の改革論が、教育の世界に持ち込まれることになるのである。

安倍氏の側近の一人とされる下村博文衆議院議員（現・内閣官房副長官）も、「安倍さんの教育改革は官邸機能を強化して行われる。文部科学省に任せていってはピントがずれているし、時代の流れに合っていない。内閣ができたらすぐに首相主導の『教育改革推進会議』を設置して、来年の3月くらいまでに結論を出す。後は文科省に投げて中教審で議論してもらうにしても、根本的なものは作っていくということを考えている」と語っている（産経新聞、06年9月4日）。

また、「経済財政諮問会議」の本間正明議員（大阪大学教授）は、「経済財政諮問会議のできた背景と問題意識」について「総合的な調整、企画・立案機能が我が国においては余りにも縦割り、積み上げ型になりすぎてスピーディな対応ができない」状態にあったので、「内閣あるいは総理大臣のリーダーシップをどのように入れ込んだスピーディな対応を可能とする意思決定のシステムを作り上げるかが一つの大きな課題であった」と語っている（「第2回内閣府 都道府県・政令都市関係部長等会議の基調講演」、経済企画協会『ESP』誌、05年5月号）。そして、安倍氏が「教育改革を論議する諮問会議」（＝教育再生会議）を設置しようとする構想も、本間氏と同じような問題意識に基づいているのである。

## ②安倍晋三氏の「教育の再生」論とその問題点（その2）。

安倍晋三氏は、総裁選挙中、「21世紀臨調」（新しい日本をつくる国民会議）主催の「自民党総裁選『政策本位の党首選挙』推進大会」に出席し（06年9月16日）、「教育の再生」論など、自らの政策を詳しく披露した。〈少子化社会の中でも、やるべきことをやれば未来に向けて日本は成長できる〉と指摘した安倍氏は、「やるべき3つの点」を強調し、その第一に「人材の育成」論の重要性をうちだし、次のように述べている。

「一つは、なんといっても『人材』であります。自然の資源のない日本にとって『人材』こそ、私は全てではないか（と思います）。人材、素晴らしい人材を育成していくことが極めて重要である、こう考えています。そのためには、私は『教育の再生』が必要ではないか、と思います。つまり、基本は義務教育も含めた『公教育の再生』ではないか、と考えています。最近、耳を覆いたくなるような事件がおこっているわけであり、高校生が30万円で同級生

を雇って母親を殺す一信じられないような、言葉を失うような事件であります。いくら物で栄えても、こんな国になってしまえば、私は将来はないんだろうと思います。しっかりと全ての子ども達に高い水準の『学力』と、そして『規律』を身につける『機会』を、保障していく、私達には、その責任がある、こう思います。そのための『公教育の再生』をしっかりとおこなっていきたい。学校同士が切磋琢磨するように、学校に対する評価の基準をつくっていくことも必要でしょう。そしてまた、先生の免許については、やはり更新制度を導入すべきなんだろうと思います。一般の、自動車の免許ですら更新制度があるわけでありまして、子ども的一生に大きな影響を与える先生については、その適否を更新（制度）によって見るべきではないか、と思います。また、地域の人が参加をする『コミュニティ・スクール』も広げていかなければならない、このように思うわけでありまして、しっかりと『公教育の再生』に向かって努力をしていきたい、と思います。そしてまた、大学、大学院を始め、高等教育の国際競争力を高めていくべく努力をしていきたい。海外の、多くの優秀な学生が日本の大学や大学院にやってくるようにするためには、何をすべきか、やるべきことをしっかりとやっていきたい、このように思います。こうした人材の育成が大切である、と思います」。

「21世紀臨調」主催の集いにおいて、安倍氏は、「人材の育成」論につづき、「技術革新（イノベーション）」問題などを力説したが、これらは、安倍氏が内閣官房長時代に参画していた「経済財政諮問会議」が、経済活性化戦略として打ち出していたものばかりである（「経済財政諮問会議」は、2002年の骨太方針で、「人間力戦略」という人材育成論や「技術力戦略」等、6つの経済活性化戦略をうちだしている）。この点を押えた上で、以下、教育問題について考察する。

#### 〔ア〕、安倍氏の「高い学力」と「高い規範意識」重視策。

安倍氏は、「公教育の再生」論の中で、「高い学力と規範意識を身につける機会の保障」を力説している。まず、学力問題だが、安倍氏は、「全国的学力調査を実施、その結果を公表すべきではないか。学力調査の結果が悪い学校には支援措置を講じ、それでも改善が見られない場合は、教員の入れ替えなどを強制的に行えるようにすべきだろう。学力テストには私学も参加させる。そうすれば、保護者に学校選択の指標を提供できる」等としている（『美しい国へ』209～210頁）。このように、安倍氏は、全国学力テストの実施によって、日本中の子どもと学校を、今以上に「過度に競争主義的な教育制度」のもとにおき、そして「学校選択」制を推進しようとしているのである。

同時に、安倍氏は、公教育の世界を「高い規範意識を身につける」ための空

間・場所に変えようとしている。既に関係閣僚会議の一つである青少年育成推進本部は、青少年育成施策大綱を決定し（03年12月9日）、その中で、学童期と思春期の子ども達の「規範意識の醸成」施策の強化をうちだしており、教育基本法改正の政府案にも「学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」という規定を入れている（「第6条」案）。こうした中で、この間、文科省と警察庁が「非行防止教室プログラム集」を合同作成し、学校現場に持ち込んでおり、文科省児童生徒課と国立教育政策研究所生徒指導研究センターが、「日本型ゼロトレランス」の導入に踏み切る、とする文書や報告書を出す事態にまで至っており、児童生徒に対する「出席停止措置」の徹底についての指導を強めはじめている（06年5月。「ゼロトレランス」とは、米国における「寛容さゼロ」の管理主義的生徒指導論で、「教育的配慮なし」の機械的な懲戒論。詳しくは、文部科学省児童生徒課「生徒指導メールマガジン」第16号と第20号、及び国立教育政策研究所生徒指導研究センターの報告書『生徒指導体制の在り方についての調査研究－規範意識の醸成を目指して－』）。この問題では、安倍氏は、内閣官房長官時代に青少年育成推進本部の「副本部長」を務めており、首相になれば、青少年育成推進本部の「本部長」に就任することになる。そして、安倍氏は、子ども達の「規範意識の醸成」施策の強化を、官邸主導で指示できる立場になるのである。

〔イ〕、安倍氏の「学校同士の切磋琢磨」論は、「学校間の競争の激化」のこと。

安倍氏は、「学校同士が切磋琢磨するように、学校に対する評価の基準をつくっていくことも必要でしょう」と語っているが、これは、学校間の競争を強めるために、学校に対する国の評価基準（スタンダード）をつくるという改革である。そして、既に指摘したように、安倍氏は、「学力ばかりだけでなく、学校の管理運営、生徒指導の状況などを国の監督官が評価する仕組み」の実施や「外部評価制度」の導入を目論んでいるのである（『美しい国へ』211頁）。

〔ウ〕、安倍氏の「ダメ教師には辞めていただく」論。

安倍氏は、「教師の免許については、やはり更新制度を導入すべき」と力説し、教師の適否を、免許更新制によって点検しようとしている。9月14日の集いでも、安倍氏は「ほとんどの先生はまじめにちゃんと教壇に立って子ども達のために貢献していますが、やはり教師に向かない先生がいるのも事実ですから、免許の更新制度はしっかりと取り入れていかなければならない」と力説している。また、安倍氏は、自著においても「教員の質の確保」問題で、「教員免許の更新制度を導入するもの一つの方法」とし、「ダメ教師には辞めていただく」と力説している（『美しい国へ』210頁）。このように、安倍内閣は、現場教師に対する締め付け策などを、抜本的に強めようとしているのである。

〔エ〕、安倍氏の「学校教育の多様化」策。

安倍氏は「地域の人達が参加をする『コミュニティ・スクール』も広げていかなければならない」と述べているが、この点も問題である。「コミュニティ・スクール」とは、「新しいタイプの公立学校」のことであり、地域運営学校のことである。「コミュニティ・スクール」構想がうちだされたのは、教育改革国民会議の最終報告（2000年12月）においてであったが、翌年の1月、文部科学省は、21世紀教育新生プランで、「新しいタイプの公立学校（コミュニティ・スクール）設置の促進」を打ち出す。さらに内閣府に設置された総合規制改革会議が2001年12月の答申で「多様化と需要者による選択の確保」を根拠に、コミュニティ・スクール設置にむけた具体的な方向性をうちだすことになる。こうした中で、「コミュニティ・スクールの設置」が可能となる教育法規が改定されるのである（04年6月、地教行法の一部改正）。「新しいタイプの公立学校（コミュニティ・スクール）」は、「公的分野の規制緩和」の流れの中で生まれた学校である。従って、地域のニーズに応える学校という名目で進められているものの、「教育の市場化」がすすめられ、教育産業をはじめとした企業などが、公教育の世界に参入する事態が生まれることになり、教育の公共性が崩されることになってしまうのである。安倍氏は、『美しい国へ』の中で「学校運営の改革という面では、校長の権限の拡大と、保護者の参加が求められている。地元住民や地元企業が学校の運営に参加できるようにすれば、さらに大きな意味がある」としている（211頁）。つまり、安倍氏は、「新しいタイプの公立学校（コミュニティ・スクール）」を視野に入れ、「学校運営の改革」問題を考えているのである。安倍氏は、以前より「学校教育の多様化ということも大事」と明言しているが（前掲『人づくりは国の根幹です』）、規制緩和による学校改革や学校運営の改革は、競争原理を持ち込みながら教育を活性化させようとする試みなのであり、この改革によって教育の多様化が急速に進むことになってしまうのである。

〔オ〕、安倍氏は「初等教育と高等教育」策を力説、では、「高校教育」政策は？。

安倍氏は、「21世紀臨調」主催の集いで「大学、大学院を始め、高等教育の国際競争力を高めていくべく努力をしていきたい」と語っている。安倍氏は、「大学などの高等教育と小・中学校などの初等教育では、それぞれ別の問題がある」と区分しながら論じている（『安倍晋三対論集』20頁）。そして、「21世紀臨調」主催の集いでも、安倍氏は、主に「小・中学校などの初等教育」に関わる「義務教育を含めた公教育の再生」論について述べたのち、「大学などの高等教育」の課題にふれているのである。その点、安倍氏は、「高校教育」問題について独自に語っておらず、政策文書の中で「高校、専修学校、高専等における社会ニーズにマッチした教育体制の強化」としているだけである。ただ、安倍氏が内閣官房長官時代に参画していた「青少年育成推進本部」や「若者自立・挑戦戦

略会議」などの関係閣僚会議では、「若者の就業を支援するため」という理由で「実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）の導入」を重視している。安倍氏は、そうした「社会ニーズにマッチした教育体制」を強化しようとしているのではないかと考えられる。「日本版デュアルシステム」とは、「若年者向けの実践的な教育・職業能力開発の仕組みとして、企業での実習と学校での講義等の教育を組合せて実施することにより若者を一人前の職業人に育てる仕組みのこと」である（文部科学省のホームページ）。例えば、「デュアルシステム科」を設置した都立工業高校では、高校一年時に、一回10日間のインターンシップ（就業体験）を数回おこない、二年時以降は、2ヶ月間という長期の職業訓練をおこなっており、この期間も、高校への登校日に計算するシステムになっているのである。

### ③安倍晋三氏の「教育の再生」論とその問題点（その3）

#### 一教育の格差を拡大・固定化させる「教育バウチャー制」導入問題について。

安倍氏は、自著『美しい国へ』「第7章、教育の再生」の「警戒すべきは、格差の再生」という節の中で、「対策のひとつとして期待されるのは教育バウチャー制度である」とし、「バウチャーとは、英語でクーポン券のようなものを言う。アメリカでは、私立学校の学費を公費で補助する政策をスクール・バウチャーと呼ぶ。それによって保護者はお金をあるなしにかかわらず、わが子を私立にも公立にも行かせることができる」と書いている（同書、225～6頁）。そして、安倍氏は「教育バウチャー制度」の導入策に積極的な姿勢を示している。ただし、「教育バウチャー制度」問題をめぐっては、自民党・総裁選挙の中でも争点になり、朝日新聞は、「自民総裁選候補3氏、教育バウチャー制度巡り激論」というタイトルで次のように報道している（06年9月17日）。

「自民党総裁選に立候補している安倍官房長官、谷垣財務相、麻生外相は（9月）17日、NHKの番組で、争点のひとつの教育改革に関し、教育バウチャー（利用券）制度をめぐって激論を交わした。この制度では、家庭が自治体などから受け取った利用券を子どもが通いたい学校に提出。子どもが多く集まった学校ほど資金が集まる。学校同士の競争を促し、教育の質を高めるのが狙いだ。地域のコミュニティーを重視する谷垣氏は、小学校については『競争原理（を導入すること）で、地域の小学校を「こっちは荒れている」「こっちはいい学校」としてはいけない。地域間や学校間格差を固定するものではないか』と反対した。これに対し、安倍氏は保護者など外部の評価を導入し、『選ばれ

ない学校が出てくると、そこはしっかりと乗り込んでいって根本的に問題を是正していく。その結果、全体としての水準は高まっていく。良い学校のノウハウをみんなで共有する必要がある』と力説した」。

教育バウチャー制度については、簡単に説明されることも少なくないが、ここでは、教育学辞典の定義をみておこう。

「教育バウチャー制：子どもの学校に要する経費を補償するバウチャー（証書）を当局から交付された親は、それを自分が選択する学校に提出し、学校は親から受け取ったバウチャーを当局に提出して、それに見合う分の経費をもらい学校の維持・運営費に充てる、というもの」（『現代教育学事典』労働旬報社、1988年刊。この項目の執筆者は、教育学者の小川正人氏。但し、「ヴァウチャー」という表記は、全て「バウチャー」という表記に変えている）。

この定義を読めば明らかであるが、学校選択制とセットの教育バウチャー制度を考えると、この制度は、人気のある学校には、生徒と共にバウチャーがあつまり、人気のない学校には、生徒と共にバウチャーもあまり集まらなくなる教育システムといえる。そして、人気のない学校には、「学校の維持・運営費」があまりこなくなる制度なのであり、その結果、学校間に格差ができてしまうことになるのである。『現代教育学事典』は、「この構想は、学校の公共的維持こそが教育の官僚化・集権化と教育荒廃の原因だとし、自由な市場競争による教育取得を主張するM・フリードマンによって最初に提唱された」ものであり、「彼の構想は、標準バウチャーへの親や学校の私的つけ加えをも認めるもので、これによって、親の私的努力と教育選択の自由が増して教育への親の統制が拡大すること、学校が親の支持をめぐって競争するため、教育の質が高くなる、と主張する」と解説する。以上の解説から、教育バウチャー制度は、経済力のある親に有利な制度であり、同時に、学校間競争を激化させる制度であることがわかるだろう。経済学者のM・フリードマンは、新自由主義の旗手の一人だが、彼の主張に対しては、「選択の拡大といっても、どのような学校を選ぶかは、家庭の経済力の差によって大きく影響され、また、その選択が社会的階層の文化性に強く規定されるため、社会的不平等と階層間の乖離を拡大・固定化すること、生徒と学校・教職員の流動化が高まり、学校教育の安定性・継続性という点からも多くの問題がある等の批判がだされている」のである（『現代教育学事典』）。このように、教育バウチャー制度を丁寧にみれば明らかになるが、この制度は、安倍氏が語るように、格差社会の固定化を食い止めるものではない。

逆に、教育分野における格差社会（社会的不平等）状況を拡大し、固定化させてしまう教育制度なのである。

#### 第4章、教育基本法「改定」をなんとしても阻止し、「教育の自由」

#### を守り、「子どもと教育にふさわしい世界」をとりもどそう。

以上、安倍晋三首相の「教育基本法改定」論議と「教育の再生」論について論じてきたが、最後に、いくつかふれておきたい。

第一に、安倍内閣が進めようとしている、「教育基本法改定」と「教育の再生」計画は、新国家主義的・新保守主義的な「教育改革」なのであり、「美しい国・日本」をめざす「日本の国柄」教育論にほかならず、その危険性を知らせることが求められている。教育基本法改正の政府案は、「第2条」案を事実上の〈道徳教育条項〉にしており、この政府案は、「国家道徳強制法」というべき危険な法律案である。仮に政府案どおりに教育基本法が改定されてしまえば、すべての教科、そして総合的な学習の時間や特別活動などの時間も、すべて国定道徳的な教育課程になってしまうのである。例えば、歴史教育の時間も、日本民族固有の伝統・文化の歴史を学び、日本への誇りや日本人としての美德を養う時間に変えられてしまうかもしれないのである。この点にかかわる問題であるが、安倍氏は、『正論』誌上の座談会「サッチャー改革に学べ！教育再興の任は国家にあり」（05年1月号）の中で、「前回（2001年）の中学校歴史教科書の採択でストライクゾーンど真ん中の記述ばかりであった扶桑社教科書の市販本は百万部近く売れて国民に支持されたにもかかわらず、教育現場での採択は惨憺たる結果になりました。現状の採択の仕組みでは、大多数の国民の良識が反映されないどころか、否定されてしまうわけです。この状況を変えていかなければならない」と述べている。このように、安倍首相は、扶桑社版教科書を美化し、〈侵略戦争と植民地支配の歴史的事実をゆがめる教科書〉が採択されない「状況を変えていかなければならない」と力説している政治家なのである。

第二に、安倍内閣が進めようとしている、「教育基本法改定」と「教育の再生」計画は、新自由主義的な「教育改革」であり、トップダウン方式の「国策教育推進」論にほかならない。安倍氏が進めようとする「義務教育の構造改革」「イギリスのような学校評価制度の導入」「学校選択のためのバウチャー制の導入」「地元企業が運営する学校改革」「学校教育の多様化」等は、すべて財界団体が提唱している、「人材育成のための教育改革」そのものである。そして、安倍首相は、国家による「教育の再生」計画なるものをとりまとめ、それらをトップ

ダウン方式で一気に徹底しようとしているのである。教育基本法改正の政府案をみると、「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め」とあり（第17条案）、「国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない」としている（第16条案）。この場合の「政府」とは、内閣のことであり、「国」とは、文部科学省のことである。つまり、仮に政府案どおりに教育基本法が改定されてしまえば、内閣機能と総理大臣のリーダーシップの強化の下、首相官邸主導で「教育振興基本計画」が定められることになり、その大元の計画をふまえ、文部科学省が「教育に関する施策を総合的に策定し、実施」する権限を行使し、トップダウン方式で「教育改革」をすすめることになってしまうのである。そして、安倍首相が進めようとしている「教育の再生」は、文字どおり教育基本法改定案と同じトップダウン方式の「教育改革」論なのである。

重大な点は、安倍内閣の「教育改革」が進めば、いま以上に「教育の自律性や自主性」「教育の自由」が奪われていき、教育そのものが破壊されてしまう事態になってしまう問題である。本来、教育という営みは、自由な空気の中でこそ、はつらつとした営みとなり、豊かに発展していくのであり、教育基本法は、そうした「教育の自由」を守ってきた「教育の根本法」である。しかし、「教育の自主性」保障法であった教育基本法が、今、教育基本法「改定」によって、「教育の国家統制法」に変えられようとしているのである（「国家による全面的な教育統制法」への大変質）。

また、安倍内閣による、教育基本法「改定」と「教育の再生」計画を許してしまえば、学校間競争が激化し、その中で子ども・青年は、今以上の「競争と格差の世界」におかれてしまうだろう。そして、日本の子ども・青年は、今以上の「規律と管理の世界」におかれ、国が定める「規範意識」で追いつめられることになってしまうだろう。日本政府も批准している「子どもの権利条約」は、全ての子どもが豊かな子ども期をおくるための権利を保障し、「子どもにふさわしい世界」を創造するための条約であるが、今、安倍内閣は、子どもの成長発達にとって、「最もふさわしくない世界」をつくろうとしているのである。現行の教育基本法は、子どもの権利条約と響きあう大切な教育法規であり、「子どもと教育にふさわしい世界」を創り、発展させるために、なくてはならない「教育の根本法」である。なんとしても、教育基本法の「改定」をくいとめなければならない。